

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	低所得者支援及び定額減税補足給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、低所得者支援及び定額減税補足給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

倉吉市長

公表日

令和7年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	低所得者支援及び定額減税補足給付金の支給に関する事務	
②事務の概要	原油高騰、物価高騰により影響を受けた生活者への支援のため、次の事務を行う。 (1)令和6年度新たに住民税均等割非課税世帯となる世帯を対象に1世帯あたり10万円を支給 (2)令和6年度新たに住民税均等割りのみとなる世帯を対象に1世帯当たり10万円を支給 (3)定額減税しきれないと見込まれる所得水準の人を対象に定額減税可能額が令和6年分推計所得税額又は令和6年度分住民税所得割額を上回ると見込まれる額の合計額を1万円単位で切り上げた額を支給 (4)(1)(2)の給付対象世帯の世帯内で扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を加算して支給 ※(1)～(4)は令和6年9月30日受付終了 (5)令和6年度住民税均等割非課税世帯となる世帯を対象に1世帯あたり3万円を支給 (6)(5)の給付対象世帯の世帯内で扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を加算して支給 上記事務の実施にあたっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に従い、支給要件の確認に必要な税情報等や公金受取口座の各種情報の照会に係る事務において、特定個人情報を取り扱う。	
③システムの名称	低所得者支援給付金事務支援システム、定額減税補足給付金事務支援システム、非課税世帯支援給付金事務支援システム 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
低所得者支援給付金支給台帳 定額減税補足給付金支給台帳 非課税世帯支援給付金支給台帳		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という）第9条第1項 別表 項番135 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第74条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会)主務省令第2条の表 160の項 (提供)実施しない	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部福祉課	
②所属長の役職名	福祉課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市総務部総務課 Tel. 0858-22-8111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市健康福祉部福祉課 Tel. 0858-22-8118	

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	デジタル庁に公金受取口座を照会するための照会データを作成する際、データのダブルチェックしている。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・番号連携システム情報照会を行うことができる職員が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。 ・特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・使用する USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

[illegible]